





理事長	執行理事	事務長	総括部長
			

生活相談員 事務主任



2介第2408号
令和2年10月26日



社会福祉法人 信愛会 理事長 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)



老人福祉施設指導監査の結果について (通知)

さきに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条第2項の規定に基づく監査を下記のとおり実施しましたが、その結果、別紙のとおり是正及び改善を要する事項が認められましたので、現地において職員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、指導事項については、次回の実地監査等で改善状況を確認します。

記

- 1 監査年月日 令和2年9月3日(木)
- 2 監査対象 特別養護老人ホーム 篠栗荘
養護老人ホーム 篠栗敬光園

<指導事項>

施設運営

(1) 利用者処遇

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。
(篠栗荘)
- イ 褥瘡対策のための指針を整備してください。(篠栗荘)

(2) 災害・防犯対策

- ア 消防用設備等の自主点検を定期的に（月1回程度）実施し、その記録を整備してください。(篠栗荘)
- イ 風水害、地震等の非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を実施してください。
また、訓練を踏まえて、必要に応じて防災計画（又はマニュアル）の見直しを行い、より実効性があるものとなるよう努めてください。
- ウ 不審者の侵入に備え、利用者及び職員の安全の確保を図るため、県ホームページに掲載している「高齢者福祉施設等における防犯マニュアル作成ガイドライン」を参考に、防犯マニュアルを作成し、防犯意識の向上に取り組んでください。

〈 県指導監査指導事項に対する改善報告 〉

※令和2年9月3日実施の県指導監査分

1. 施設運営

(1) 利用者処遇

各種指針を設定・明示するとともに、従来の専門委員会マニュアル等のファイル冒頭に差し込みます。

(2) 災害・防犯対策

ア：従来の設備業者による定期点検に加え、宿直日誌に自主点検項目を追記する事により、毎日の点検記録とします。

イ：従来の防災訓練に加え、自然災害等に関しての具体的な訓練も計画します。

ウ：防犯等に関するマニュアルの作成も検討します。

(この機会に、事業継続計画 BCP 感染症編・災害編の設定を準備中)

2介第2170号-3
令和2年10月26日

指定介護老人福祉施設 篠栗荘 開設者 殿
管理者 殿

福岡県保健医療介護部長
(介護保険課監査指導第一係)



令和2年度指定介護老人福祉施設等実地指導の結果について (通知)

このことについて、介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の規定等に基づき、
下記のとおり実地指導を行ったところ、おおむね適正な運営が図られていることが確認
されました。

つきましては、今後とも介護保険サービスの向上及び保険請求の適正化に努めていた
だきますようお願いいたします。

記

- 1 指導年月日 令和2年9月3日(木)
- 2 指導対象 指定介護老人福祉施設 篠栗荘
指定(介護予防)短期入所生活介護 特別養護老人ホーム篠栗荘